

第4章 不当労働行為再審査事件

当委員会の初審命令に係る再審査事件は、前年からの繰越しが2件、令和4年の新規申立が3件、計5件が係属した。一方、終結したものは3件で、このため2件が翌年に繰り越された。

(令和4年12月31日現在)

| 福岡県労働委員会 | | 中央労働委員会 | | | | | |
|----------------|------|---------|----------|-----------------|---------------------|----------|---------|
| 事件番号 | 救済内容 | 再審査申立人 | 再審査申立年月日 | 事件番号 | 再審査申立内容 | 再審査終結年月日 | 再審査終結事由 |
| 2 (不) 2 | 全部救済 | 独立行政法人Y | 3.3.5 | 3 (不再) 7 | 不服の理由については、追って主張する。 | 4.3.23 | 和解認定 |
| 2 (不) 8 | 棄却 | X労働組合 | 3.12.13 | 3 (不再) 47 | 不服の理由については、追って主張する。 | | |
| 3 (不) 2 | 一部救済 | X労働組合 | 4.4.7 | 4 (不再) 11 | 不服の理由については、追って主張する。 | 4.6.2 | 取下げ |
| // | // | 有限会社Y | 4.4.8 | 4 (不再) 15 | 不服の理由については、追って主張する。 | 4.5.2 | 取下げ |
| 3 (不) 12 | 全部救済 | 社会福祉法人Y | 4.12.12 | 4 (不再) 40 | 不服の理由については、追って主張する。 | | |